

日本イコモス賞規則

平成 25 年 12 月 7 日 制定

平成 25 年 12 月 7 日 施行

[目的]

第 1 条 日本イコモス国内委員会は日本イコモス国内委員会規約第 5 条に基づき、文化遺産の保存活用に貢献し優れた業績をあげた会員等を表彰するため日本イコモス賞を設け、本規則により必要な事項を定める。

[賞の種類]

第 2 条 日本イコモス国内委員会に、日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞を設ける。

第 3 条 日本イコモス賞は、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に貢献し優れた業績をあげた者に授与する。

第 4 条 日本イコモス奨励賞は、若手研究者の育成と研究の奨励を目的として、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に優れた業績をあげたおおむね 45 歳未満の者に授与する。

[選考の方法]

第 5 条 日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞を選考するため、日本イコモス賞選考委員会を置く。日本イコモス賞選考委員会は、日本イコモス国内委員会委員長が指名した会員 5 名で構成し、その互選により日本イコモス賞選考委員長を置く。日本イコモス賞選考委員の任期は 3 年とし、再任は 1 回までとする。

第6条 会員は、日本イコモス賞選考委員会に対して日本イコモス賞および日本イコモス奨励賞受賞候補を推薦することができる。

第7条 日本イコモス賞選考委員会は、推薦のあったものの中から日本イコモス賞および日本イコモス奨励賞の各受賞者を選考する。

第8条 日本イコモス賞選考委員会は、選考理由書を添えて理事会に選考結果を報告する。理事会は、選考結果の報告を受けて受賞者を決定し総会に報告する。

[授賞式]

第9条 授賞式は毎年1回総会に合わせて行う。受賞者には賞状と記念品を授与する。

日本イコモス奨励賞受賞者には賞状を授与する。

[付則]

1. 本規則は2013年12月7日から施行する。